

目 次

津市条例

津市公正公平な市政の確保に関する条例

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

津市犯罪被害者等支援条例

津市過疎地域振興事業基金条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市農林事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市規則

津市危険物規制規則の一部を改正する規則

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市告示

都市公園の公募設置等計画の認定

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

公示送達

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の事業廃止

議決を経た予算等の公表

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止

津市公告

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市公正公平な市政の確保に関する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第29号

津市公正公平な市政の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、透明性の高い公正公平な市政を確保するために必要な事項を定めることにより、本市の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員

イ 本市が事務事業を委託し、又は請け負わせた事業者の役員及びその業務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

(3) 各種団体 次に掲げる団体をいう。

ア 自治会、ボランティア団体、民間非営利団体その他の地域で活動する団体

イ アに掲げる団体のほか、要望等を行う団体

(4) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。

(5) 不当要求行為 要望等のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 暴力、脅迫又はこれらに類する行為
 - イ 正当な理由なく職員を長時間拘束する行為
 - ウ 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により職員に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 正当な権利行使を装う行為、団体の威力を示す行為その他の社会常識を逸脱した行為
 - カ 正当でない手続を職員に求める行為
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、庁舎等の保全若しくは庁舎等における秩序の維持又は職員の公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為
- (6) 公益通報 職員等が市政の適法かつ公正な運営を期するために、本市の事務事業（本市が委託し、又は請け負わせた業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務を含む。）に関する違法又は不当な行為に関して通報することをいう。
- (7) 公益通報者 公益通報を行った職員等をいう。
(本市の責務)

第3条 本市は、不当要求行為を始めとする有形無形の圧力に対して、毅然とした対応をするための組織体制を整備し、市民全体の利益のために、透明性の高い市政を確保するものとする。
(職員の責務)

第4条 職員（市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を含む。以下この条において同じ。）は、全体の奉仕者として全ての市民と平等に接し、高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。

2 職員は、コンプライアンス意識を確立し、及び保持し、社会規範及び法令等を遵守するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、職員の責務に関し必要な事項は、規則で定める。
(市民の理解及び協力)

第5条 市民は、第3条に定める本市の責務（以下「本市の責務」という。）について理解し、本市の公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。

(各種団体の理解及び協力)

第6条 各種団体は、本市の責務について理解し、本市の公正公平な市政の遂

行に協力するよう努めるものとする。

(要望等への対応)

第7条 職員は、要望等を受けたときは、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜を図ることのないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、要望等を受けたときは、市政の透明性を確保するため、その要望等の内容を記録しなければならない。

3 市長は、前項の規定により記録された要望等のうち、公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、その概要を公表するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、要望等の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為)

第8条 何人も、職員に対し、不当要求行為を行ってはならない。

2 職員は、不当要求行為があったときは、組織的に毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければならない。

3 市長は、必要に応じて不当要求行為の行為者に対し、警告を行うものとする。

4 市長は、前項の警告を行ってもなお不当要求行為が引き続き行われる場合は、不当要求行為の行為者の氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び当該不当要求行為の概要を公表することができる。

5 前3項に規定するもののほか、不当要求行為への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(公益通報)

第9条 職員等は、公益通報をすることができる。

2 何人も、公益通報者に対して公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、公益通報に関し必要な事項は、規則で定める。

(組織体制の保持)

第10条 本市は、市政の透明性と組織の自浄機能を維持し、公正公平な市政

を遂行する統制のとれた組織体制を保持するものとする。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、この条例を適切かつ持続的に運用するとともに、毎年度1回、この条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第30号

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）附則第7条第1項の規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域の持続的発展を図るため、当該区域に係る法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）における固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の特例を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（同条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」とい

う。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定める申請書等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、課税免除の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による課税免除の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により課税免除を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成2年美杉村条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

3 令和3年3月31日までに旧条例第2条に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（この条例の失効）

4 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに対象設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除については、同日後も、なおその効力を有する。

津市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第31号

津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利及び利益を守り、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (7) 関係機関等 国、三重県その他の地方公共団体、民間支援団体その他犯

罪被害人等支援に関係するものをいう。

(8) 民間支援団体 犯罪被害人等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害人等支援は、犯罪被害人等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、被害からの回復を最優先とし、犯罪被害人等の立場に立ち、その思いを理解し、犯罪被害人等の主体性を尊重しながら、犯罪被害人等に真に寄り添う気持ちを持って、適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害人等支援は、犯罪被害人等が受けた被害、二次被害及び再被害の状況及び原因並びに犯罪被害人等が置かれている状況に応じて、日常生活を取り戻すために必要な支援が適切に途切れることなく推進されなければならない。

3 犯罪被害人等支援は、犯罪被害人等が日常生活を取り戻した後においても、二次被害及び再被害の発生を防止し、安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が適切かつ継続的に推進されなければならない。

4 犯罪被害人等支援は、本市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害人等支援のための施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害人等の置かれている状況、犯罪被害人等支援の必要性及び犯罪被害人等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、本市及び関係機関等が実施する犯罪被害人等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害人等の置かれている状況、犯罪被害人等支援の必要性及び犯罪被害人等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、本市及び関係機関等が実施する犯罪被害人等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害人等の就労及び勤務について十分配慮す

るよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 本市は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、及び助言するとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 本市は、前項の規定による相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的な負担の軽減を図り、犯罪被害者等の日常生活の回復に資するため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 本市は、犯罪被害者等が早期に日常生活を円滑に営むことができるようにするため、家事等の援助を行う者の派遣、育児等に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 本市は、犯罪等の被害により、以前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、転居に要する費用及び家賃の補助その他の居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(精神的被害からの回復)

第11条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるようにするため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第12条 本市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(学校における教育の促進)

第14条 本市は、本市の区域内に所在する小学校、中学校及び義務教育学校と連携し、児童及び生徒に対して生命及び犯罪被害者等の人権を尊重するための教育活動を実施するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 本市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第16条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性並びに二次被害の発生の防止について、市民及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第17条 本市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援のための研修を実施するとともに、犯罪被害者等支援を担う人材の資質向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第18条 本市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第19条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市過疎地域振興事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第32号

津市過疎地域振興事業基金条例の一部を改正する条例

津市過疎地域振興事業基金条例（平成22年津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市美杉地域振興事業基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 美杉地域における地域振興に係る事業（以下「事業」という。）の実施に必要な財源を確保するため、津市美杉地域振興事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の津市過疎地域振興事業基金条例の規定により積み立てられた基金は、改正後の津市美杉地域振興事業基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第33号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第13長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）の項ア中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、」を削り、「掲げる基準」の次に「（以下この表において「認定基準」という。）」を加え、「品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」を「品確法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）及び認定基準に適合した同条第4項に規定する住宅性能評価書」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅性能評価書」に、「50,600円」を「50,900円」に、「23,800円」を「24,000円」に、「19,000円」を「19,200円」に、「15,000円」を「15,100円」に、「13,500円」を「13,600円」に、「10,700円」を「10,800円」に、「10,200円」を「10,300円」に改め、同項イ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「17,200円」を「13,500円」に、「12,700円」を「4,900円」に、「10,200円」を「4,100円」に、「7,700円」を「2,700円」に、「6,600円」を「2,200円」に、「5,000円」を「1,600円」に、「4,600円」を「1,400円」に、「4,200円」を「1,200円」に、「3,800円」を「1,000円」に改め、同項ウを削り、同項エ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合」を「確認書の交付を受けたものでないとき。」に、「75,900円」を「76,400円」に、「35,700円」を「36,000円」に、「28,600円」を「28,800円」に、

「22,600円」を「22,700円」に、「20,200円」を「20,400円」に、「17,400円」を「17,500円」に、「16,100円」を「16,200円」に、「15,300円」を「15,400円」に、「14,100円」を「14,200円」に改め、同項エを同項ウとし、同項オ中「技術的審査に係る適合が認められている場合」を「確認書の交付を受けたものであるとき。」に、「10,100円」を「20,300円」に、「4,000円」を「7,400円」に、「3,600円」を「6,100円」に、「2,000円」を「4,100円」に、「1,900円」を「3,300円」に、「1,600円」を「2,500円」に、「1,300円」を「2,100円」に、「1,100円」を「1,800円」に、「900円」を「1,500円」に改め、同項オを同項エとし、同表長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）の項ア中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書及び住宅性能評価書」に、「43,800円」を「47,900円」に、「21,600円」を「23,000円」に、「17,400円」を「18,400円」に、「13,700円」を「14,500円」に、「12,600円」を「13,200円」に、「11,000円」を「11,400円」に、「10,200円」を「10,500円」に、「9,700円」を「10,100円」に、「8,900円」を「9,200円」に改め、同項イ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書又は住

宅性能評価書」に、

10,500円
10,500円

を

10,500円
3,900円

に、「8,

500円」を「3,300円」に、「6,300円」を「2,100円」に、「5,700円」を「1,800円」に、「4,500円」を「1,400円」に、「4,100円」を「1,200円」に、「3,700円」を「1,000円」に、「3,300円」を「800円」に改め、同項ウを削り、同項エ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合」を「確認書の交付を受けたものでないとき。」に、「65,800円」を「71,900円」に、「32,400円」を「34,500円」に、「26,100円」を「27,600円」に、「20,600円」を「21,800円」に、「18,900円」を「19,800円」に、「16,500円」を「17,100円」に、「15,300円」を「15,800円」に、「14,600円」を「15,100円」

に、「13,400円」を「13,900円」に改め、同項エを同項ウとし、同項オ中「技術的審査に係る適合が認められている場合」を「確認書の交付を受けたものであるとき。」に、「10,100円」を「15,800円」に、「4,000円」を「5,900円」に、「3,600円」を「5,000円」に、「2,000円」を「3,200円」に、「1,900円」を「2,700円」に、「1,600円」を「2,100円」に、「1,300円」を「1,800円」に、「1,100円」を「1,500円」に、「900円」を「1,200円」に改め、同項オを同項エとし、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）の項中「認定（」の次に「長期使用構造等（法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この表において同じ。）の変更がある場合であって、」を加え、同項ア中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書及び住宅性能評価書」に、「28,600円」を「26,000円」に、「13,200円」を「12,100円」に、「10,700円」を「9,600円」に、「8,200円」を「7,600円」に、「7,400円」を「6,800円」に、「6,300円」を「5,800円」に、「5,800円」を「5,400円」に、「5,400円」を「5,100円」に、「5,000円」を「4,700円」に改め、同項イ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「12,000円」を「7,300円」に、「7,700円」を「2,500円」に、「6,300円」を「2,100円」に、「4,500円」を「1,300円」に、「3,900円」を「1,100円」に、「3,000円」を「800円」に、「2,700円」を「700円」に、「2,400円」を「600円」に、「2,200円」を「500円」に改め、同項ウを削り、同項エ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合」を「確認書の交付を受けたものでないとき。」に、「43,000円」を「38,700円」に、「19,900円」を「18,100円」に、「16,100円」を「14,400円」に、「12,300円」を「11,400円」に、「11,100円」を「10,200円」に、「9,500円」を「8,700円」に、「8,700円」を「8,100円」に、「8,200円」を「7,700円」に、「7,500円」を「7,100円」に改め、同項エを同項ウとし、同項オ中「技術的審査に係る適合が認められている場合」を「確認書の交付を受けたものであるとき。」に、「10,100円」を「10,700円」

に、「4,000円」を「3,800円」に、「3,600円」を「3,100円」に、「1,900円」を「1,600円」に、「1,600円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,000円」に、「1,100円」を「900円」に、「900円」を「700円」に改め、同項オを同項エとし、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）の項中「認定（」の次に「長期使用構造等の変更がある場合であって、」を加え、同項ア中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書及び住宅性能評価書」に、「25,300円」を「24,400円」に、「12,100円」を「11,600円」に、「9,900円」を「9,200円」に、「7,500円」を「7,300円」に、「6,900円」を「6,600円」に、「6,000円」を「5,700円」に、「5,500円」を「5,200円」に、「5,200円」を「5,000円」に、「4,700円」を「4,600円」に改め、同項イ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「8,600円」を「5,800円」に、「6,600円」を「2,000円」に、「5,400円」を「1,700円」に、「3,800円」を「1,000円」に、「3,400円」を「900円」に、「2,800円」を「700円」に、「2,500円」を「600円」に、「2,200円」を「500円」に、「1,900円」を「400円」に改め、同項ウを削り、同項エ中「技術的審査に係る適合が認められていない場合」を「確認書の交付を受けたものでないとき。」に、「37,900円」を「36,400円」に、「18,200円」を「17,300円」に、「14,800円」を「13,800円」に、「11,300円」を「10,900円」に、「10,400円」を「9,900円」に、「9,100円」を「8,500円」に、「8,300円」を「7,900円」に、「7,900円」を「7,500円」に、「7,100円」を「6,900円」に改め、同項エを同項ウとし、同項オ中「技術的審査に係る適合が認められている場合」を「確認書の交付を受けたものであるとき。」に、「10,100円」を「8,400円」に、「4,000円」を「3,000円」に、「3,600円」を「2,500円」に、「2,000円」を「1,600円」に、「1,900円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,000円」に、「1,300円」を「900円」に、「1,100円」を「700円」に、「900円」を「600円」に改め、同項オを同項エとし、同項の次

に次のように加える。

認定を受けた 長期優良住宅 建築等計画変 更の認定（長 期使用構造等 の変更がない 場合であって、 分譲事業者が 単独で作成す る場合を除く。）	1戸に つき	ア 新築基準による審査を要する住宅に係るもの																		
		<table border="1"> <tr> <td>戸建の場合</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)の場合</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が6以上10 以下の場合</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が11以上 25以下の場合</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が26以上 50以下の場合</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が51以上 100以下の場合</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が101以上 200以下の場合</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が201以上 300以下の場合</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が301以上 の場合</td> <td>500円</td> </tr> </table>	戸建の場合	7,300円	住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)の場合	2,500円	住棟の総戸数が6以上10 以下の場合	2,100円	住棟の総戸数が11以上 25以下の場合	1,300円	住棟の総戸数が26以上 50以下の場合	1,100円	住棟の総戸数が51以上 100以下の場合	800円	住棟の総戸数が101以上 200以下の場合	700円	住棟の総戸数が201以上 300以下の場合	600円	住棟の総戸数が301以上 の場合	500円
		戸建の場合	7,300円																	
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)の場合	2,500円																	
		住棟の総戸数が6以上10 以下の場合	2,100円																	
		住棟の総戸数が11以上 25以下の場合	1,300円																	
		住棟の総戸数が26以上 50以下の場合	1,100円																	
		住棟の総戸数が51以上 100以下の場合	800円																	
		住棟の総戸数が101以上 200以下の場合	700円																	
		住棟の総戸数が201以上 300以下の場合	600円																	
		住棟の総戸数が301以上 の場合	500円																	
		イ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもの																		
		<table border="1"> <tr> <td>戸建の場合</td> <td>10,700円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)の場合</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が6以上10 以下の場合</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が11以上 25以下の場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が26以上 50以下の場合</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が51以上</td> <td>1,200円</td> </tr> </table>	戸建の場合	10,700円	住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)の場合	3,800円	住棟の総戸数が6以上10 以下の場合	3,100円	住棟の総戸数が11以上 25以下の場合	2,000円	住棟の総戸数が26以上 50以下の場合	1,600円	住棟の総戸数が51以上	1,200円						
		戸建の場合	10,700円																	
住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)の場合	3,800円																			
住棟の総戸数が6以上10 以下の場合	3,100円																			
住棟の総戸数が11以上 25以下の場合	2,000円																			
住棟の総戸数が26以上 50以下の場合	1,600円																			
住棟の総戸数が51以上	1,200円																			

		<table border="1"> <tr> <td>100以下の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が101以上200以下の場合</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が201以上300以下の場合</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が301以上の場合</td> <td>700円</td> </tr> </table>	100以下の場合		住棟の総戸数が101以上200以下の場合	1,000円	住棟の総戸数が201以上300以下の場合	900円	住棟の総戸数が301以上の場合	700円														
100以下の場合																								
住棟の総戸数が101以上200以下の場合	1,000円																							
住棟の総戸数が201以上300以下の場合	900円																							
住棟の総戸数が301以上の場合	700円																							
認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（長期使用構造等の変更がない場合であって、分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）	1戸につき	<p>ア 新築基準による審査を要する住宅に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <td>戸建の場合</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が6以上10以下の場合</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が11以上25以下の場合</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が26以上50以下の場合</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が51以上100以下の場合</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が101以上200以下の場合</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が201以上300以下の場合</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が301以上の場合</td> <td>400円</td> </tr> </table> <p>イ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <td>戸建の場合</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>	戸建の場合	5,800円	住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	2,000円	住棟の総戸数が6以上10以下の場合	1,700円	住棟の総戸数が11以上25以下の場合	1,000円	住棟の総戸数が26以上50以下の場合	900円	住棟の総戸数が51以上100以下の場合	700円	住棟の総戸数が101以上200以下の場合	600円	住棟の総戸数が201以上300以下の場合	500円	住棟の総戸数が301以上の場合	400円	戸建の場合	8,400円	住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	3,000円
戸建の場合	5,800円																							
住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	2,000円																							
住棟の総戸数が6以上10以下の場合	1,700円																							
住棟の総戸数が11以上25以下の場合	1,000円																							
住棟の総戸数が26以上50以下の場合	900円																							
住棟の総戸数が51以上100以下の場合	700円																							
住棟の総戸数が101以上200以下の場合	600円																							
住棟の総戸数が201以上300以下の場合	500円																							
住棟の総戸数が301以上の場合	400円																							
戸建の場合	8,400円																							
住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	3,000円																							

		住棟の総戸数が6以上100以下の場合	2,500円
		住棟の総戸数が11以上25以下の場合	1,600円
		住棟の総戸数が26以上50以下の場合	1,300円
		住棟の総戸数が51以上100以下の場合	1,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下の場合	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下の場合	700円
		住棟の総戸数が301以上の場合	600円

別表第13認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（譲受人を決定した場合に限る。）の項ア中「で、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合」を削り、「13,500円」を「6,000円」に、「4,900円」を「2,000円」に、「4,000円」を「1,500円」に、「2,700円」を「1,000円」に、「2,100円」を「800円」に、「1,600円」を「500円」に、「1,400円」を「500円」に、「1,200円」を「400円」に、「1,000円」を「300円」に改め、同項イを削り、同項ウ中「で、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合」を削り、「20,200円」を「8,000円」に、「7,400円」を「2,600円」に、「6,100円」を「2,000円」に、「4,000円」を「1,400円」に、「3,200円」を「1,000円」に、「2,500円」を「700円」に、「2,100円」を「600円」に、「1,800円」を「500円」に、「1,500円」を「400円」に改め、同項ウを同項イとし、同項エを削り、同表認定を受けた長期優良住宅建築等の地位承継の承認の項中「6,700円」を「3,000円」に、「2,700円」を「1,000円」に、「2,400円」を「800円」に、「1,300円」を「400円」に、「1,200円」を「400円」に、「1,100

円」を「300円」に、「900円」を「200円」に、「700円」を「200円」に、「600円」を「100円」に改め、同項の次に次のように加える。

長期優良住宅 建築等計画の 容積率の特例 許可	1件に つき	160,000円
----------------------------------	-----------	----------

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第34号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第35号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けけない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第36号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

津市農林事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第37号

津市農林事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

津市農林事業分担金等徴収条例（平成18年津市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第1条中「分担金等」という。）の次に「並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定に基づく特別徴収金」を加える。

第7条中「分担金等」の次に「及び特別徴収金」を加え、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「（徴収猶予及び減免）」に改め、同条中「場合は、分担金等」を「ときは、分担金等及び特別徴収金」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 市長は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規則で定める面積を超えないとき、又は天災その他特別の事情があると認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

第5条の見出し中「分担金等の」を削り、同条第1項中「前条」を「第4条及び前条」に改め、「により分担金等」の次に「及び特別徴収金」を、「当該分担金等」の次に「又は当該特別徴収金」を加え、同条第2項中「分担金等」の次に「及び特別徴収金」を加え、同項ただし書中「し納付させる」を「して徴収する」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第5条 本市は、次に掲げる県が行う土地改良事業（次項に規定する土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者が法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。以下こ

の条において「工事完了の公告の日」という。)の属する年度の翌年度の初日を起算日として8年を経過しない間に、当該土地を当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収する。

(1) ほ場整備事業

(2) かんがい排水事業

(3) たん水防除事業

- 2 本市は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該土地改良事業の計画を定めた旨の公告があった日から工事完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日を起算日として8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第6条 前条各項の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該特別徴収金の徴収に係る土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により本市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額(農地の農地以外への転用が行われる場合において、その転用に伴い遊休化する施設を当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該額から当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いて得た額)とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市農林事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項(同法第87条の3第7項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされる土地改良事業について適用する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第38号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第1 津北部第13処理分区第1負担区の項の次に次のように加える。

津北部第13処理分区第2負担区	384円
-----------------	------

別表第1 津北部第14処理分区第1負担区の項の次に次のように加える。

津北部第14処理分区第2負担区	384円
津北部第15-1処理分区第1負担区	384円
津北部第15-2処理分区第1負担区	384円
津北部第16処理分区第1負担区	384円
津北部第17-1処理分区第1負担区	384円
津北部第17-2処理分区第1負担区	384円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第39号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「	津市立大里幼稚園 津市立高野尾幼稚園	津市大里窪田町1870番地 津市高野尾町5266番地1	」を
「	津市立大里幼稚園	津市大里窪田町1870番地	」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第40号

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第252号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第41号

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市消防団条例（平成18年津市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

団員には、別表第1に定める年額報酬及び別表第2に定める出動報酬を支給する。

第14条第2項中「の報酬」を「の年額報酬」に改め、同項第1号中「基本団員」を「団員」に改め、同項第2号中「報酬年額」を「年額報酬の額」に改め、同条第3項を削る。

第15条を次のように改める。

（費用弁償）

第15条 団員が別表第2の区分の欄に定める出動等をしたときは、本市の区域内への出動等にあつては1回につき300円の費用弁償を、本市の区域外への出動等にあつては一般職に属する本市の職員に支給される旅費の例による費用弁償を支給する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

団員の種別	階級		年額報酬
基本団員	団長		143,500円
	副団長	本部副団長	99,000円
		方面団長	89,000円
		方面副団長	79,000円
	分団長		57,500円
	副分団長		40,000円
	部長		37,500円
	班長		37,000円
	団員		36,500円
機能別団員	団員		9,000円

別表第2（第14条、第15条関係）

区分	支給単位	出動報酬
水火災その他の災害に出動した場合	1日	8,000円
教育、訓練、予防活動等に出動した場合	1日	3,000円
消防団に関する会議に出席した場合	1日	1,000円
その他の場合（消防ポンプ自動車の手入業務に従事した場合等）	1日	1,000円
備考 水火災その他の災害への出動で、活動時間が4時間を超えない場合における出動報酬の額は、4,000円とする。		

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条及び第15条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年額報酬及び出動報酬並びに費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

津市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第38号

津市危険物規制規則の一部を改正する規則

津市危険物規制規則（平成18年津市規則第230号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「危険物仮貯蔵取扱承認申請書（第1号様式）」を「省令第1条の6に定める申請書」に改める。

第9条中「、危険物保安監督者の実務経験証明書（第15号様式）を添付するとともに」を削る。

第12条第2号中「危険物製造所等休止届出書」を「危険物製造所等休止（再開）届出書」に改め、同条第3号中「危険物製造所等再開届出書（第19号様式）」を「危険物製造所等休止（再開）届出書」に改める。

第16条第1項第1号中「第2条第1項」を「省令第1条の6」に、「危険物仮貯蔵取扱承認申請書」を「危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認申請書」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

第18号様式から第22号様式まで及び第24号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第39号

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和3年津市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める申請書は、固定資産税課税免除申請書（第1号様式）とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 課税免除を受けようとする家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の範囲等を明示する事業所全体の見取図
- (2) 年次別建設計画又は設備投資計画書
- (3) 次に掲げる書類（個人に限る。）
 - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号の確定申告書の写しその他の業種が分かる書類
 - イ 所得税法第149条の貸借対照表及び損益計算書の写しその他の家屋及び償却資産の取得価格が分かる書類
- (4) 次に掲げる書類（法人に限る。）
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号の確定申告書の写しその他の業種及び資本金の額が分かる書類
 - ウ 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16(1)に規定する旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し、別表16(2)に規定する旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写しその他の家屋及び償却資産の

取得価格が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(課税免除の決定通知)

第3条 条例第3条第3項の規定による通知は、固定資産税課税免除決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更等の届出)

第4条 課税免除を受けた者は、課税免除に係る申請内容を変更し、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに事業変更等届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(課税免除の取消通知)

第5条 市長は、条例第4条の規定により課税免除を取り消したときは、固定資産税課税免除取消通知書（第4号様式）により、当該課税免除を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則の廃止)

2 過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（平成2年美杉村規則第17号）は、廃止する。

(この規則の失効)

3 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに対象設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第2条関係）

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
資本金の額		
業 種		
取得等の区分		
事業の用に供した日		
設備の 取得価 額	家 屋	
	償却資産	
	合 計	

※ 申請者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

課税免除の対象(内訳)

1 家屋

所在地	用途	取得年月日	延床面積	取得価額	備考

2 償却資産

資産の名称	取得年月日	耐用年数	取得価額	備考

3 土地

所在地	取得年月日	家屋の建設着手 年 月 日	地積	備考

第2号様式（第3条関係）

固定資産税課税免除決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）印

年 月 日付けで申請のあった 年度分の固定資産
税の課税免除について、次のとおり ^{免除した} _{免除しない} ので通知します。

種 別	課 税 標 準 額	免 除 額
土 地		
家 屋		
償 却 資 産		
合 計		
課税免除しない理由		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第3号様式（第4条関係）

事業変更等届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊟

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

年 月 日付け津市指令第 号で決定を受けた固定資産

申請内容を変更

税の課税免除について、次のとおり事業を休止したので、届け出ます。

事業を廃止

変更事項又は休止若しくは廃止する事業	
変更又は休止若しくは廃止の年月日	
変更内容又は休止若しくは廃止する理由	

※ 変更内容が分かる資料を添付して下さい。

※ 申請者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第5条関係）

固定資産税課税免除取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）印

年 月 日付で申請のあった 年度分の固定資産税の課税免除について、次のとおり取り消したので通知します。

種 別	課 税 標 準 額	免 除 額
土 地		
家 屋		
償 却 資 産		
合 計		
取消しの理由		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第40号

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市公正公平な市政の確保に関する条例（令和3年津市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び津市行政手続条例（平成18年津市条例第21号）第2条第1項第4号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている者、当該許認可等の申請をしている者及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである者
- (2) 補助金等（津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている者、当該補助金等の交付の申請をしている者及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである者
- (3) 立入検査又は監査（法令（津市行政手続条例第2条第1項第2号に規定する法令をいう。以下同じ。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける者
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び津市行政手続条例第2条第1項第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人

となるべき者

(5) 行政指導（津市行政手続条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者

(6) 契約（本市が当事者となる契約をいう。以下同じ。）に関する事務 当該契約を締結している者、当該契約の申込みをしている者及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである者

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職務に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職務に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職務に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職務に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（職員が遵守すべき倫理原則）

第4条 職員（市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。）は、条例第4条第1項に規定する職員の責務を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 全体の奉仕者であり、一部の市民に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、真摯に職務に取り組むこと。

(2) 職務上知り得た秘密を適正に管理し、公正に職務を遂行すること。

(3) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いないこと。

2 職員は、条例第4条第2項に規定する職員の責務を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 社会規範及び法令等を遵守し、公正公平な市政の遂行に対する市民の理解と協力を得られるように努めること。

(2) 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や不信を招く行為をしないように真摯に行動すること。

(3) ソーシャルメディアの私的利用は慎重な発信を心掛け、事実に反する情報や単なる噂の拡散への加担は厳に慎むこと。

(禁止行為)

第5条 職員は、公正な職務の遂行に関して市民の疑惑や不信を招くことのないようにするため、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 通常範囲を超えて利害関係者と繰り返し接触すること。
- (2) 利害関係者と旅行（公務のための旅行を除く。）、ゴルフ又は遊技を行うこと。
- (3) 利害関係者から私的利益のために有利な情報提供を受けること。
- (4) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (5) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 自己の費用負担を伴わずに利害関係者と飲食を共にすること。
- (8) 適正な対価を支払わずに、利害関係者から不動産若しくは物品の貸付け又は役務の提供を受けること。
- (9) 利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借を行うこと。
- (10) 本来自らが負担すべき債務を利害関係者に負担させること。
- (11) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (12) 利害関係者から報酬を得て講演又は講義を行うこと。
- (13) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

(禁止行為の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、公正な職務の遂行に関する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 職務として出席した会議、会合等において、利害関係者から簡素な飲食物（酒類を除く。）又は茶菓の提供を受けること。
- (2) 多数の者が出席する会食の場（飲食物が提供される会合であって、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。）において、利害関

- 係者から飲食物の提供を受けること又は利害関係者と飲食を共にすること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用し、又は茶菓の提供を受けること。
 - (4) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (5) 社会通念上儀礼の範囲内において、祝儀、香典、供花その他これに類するものの贈与を受けること。

(利害関係者以外の者との間の禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない者との間であっても、公正な職務の遂行に関して市民の疑惑や不信を招くことのないようにするため、社会通念上相当と認められる程度を超える場合においては、第5条各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった者にその者の負担として支払わせてはならない。

(要望等の記録等)

第8条 職員は、条例第7条第2項の規定に基づき、市政の透明性を確保するため、次に掲げる要望等以外の要望等の内容を記録しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

- (1) 公式又は公開の場で発言された要望等で議事録その他これに類するものに記録される要望等
 - (2) 単なる問い合わせ又は事実関係の確認に過ぎないことが明白な要望等
 - (3) その場で用件が完了し、改めて対応等の必要がない要望等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市政の透明性を確保するために記録する必要が認められない軽微な要望等
- 2 職員は、要望等を受けるときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望等を行った者（以下「要望者」という。）に要望等を記録した内容の確認を求めるように努めるものとする。
 - 3 職員は、記録した要望等の内容が次に掲げる事項に該当する場合は、要望等報告書（第1号様式）により直ちに内部統制室長を経由して市長に報告し

なければならない。ただし、内部統制室長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 公職者（国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは他の地方公共団体の長又はこれらの者の秘書その他これらの者の活動を補佐する者をいう。）又は各種団体からの要望等であつて、契約、発注等の公共調達に関する事、事務事業の実施決定に関する事、許認可等に関する事又は採用、人事等に関する事。

(2) その他市長が必要と認める事項

（記録した要望等の公表）

第9条 市長は、前条第3項の規定による報告を受けた要望等については、条例第7条第3項の規定により当該要望等の概要を公表するものとする。

2 要望等の公表に当たっては、氏名、住所等の要望者が特定される情報は、公表しないものとする。

（不当要求行為への対応）

第10条 職員は、職務の遂行に関し、不当要求行為を受けたとき、又は不当要求行為に関する事案の発生を知ったとき、若しくはその発生のおそれがあると認めるときは、直ちにその内容を記録し、所属長に報告しなければならない。この場合において、職員は、証拠保全のため、その内容を録音し、又は録画することができる。

2 所属長は、所管の業務に関して不当要求行為の発生を知ったとき、又はその発生のおそれがあると認めるときは、不当要求行為発生報告書（第2号様式）により速やかに内部統制室長に報告するものとする。この場合において、当該不当要求行為が緊急性の高い事案であるときは、直ちに口頭により内部統制室長に報告するとともに、警察その他の関係行政機関に通報するなどの措置を講ずるものとする。

3 内部統制室長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が本市の公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、第19条第1項の規定に基づき設置する津市公正職務推進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

4 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、必要に応じて内部統制室長を経由して所属長に対し、対策を指示するものとする。

5 委員会は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為の行為者（以下

「行為者」という。) に対して警告する必要があると認めるときは、市長に報告するものとする。

(不当要求行為の行為者への対応)

第11条 市長は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、条例第8条第3項の警告を行うものとする。

2 条例第8条第3項の警告は、警告書(第3号様式)により行うものとする。

3 市長は、条例第8条第4項の規定による公表を行ってもなお行為者による不当要求行為が引き続き行われる場合は、当該不当要求行為を排除するために必要な法的措置を講じなければならない。

(意見を述べる機会の付与)

第12条 市長は、条例第8条第4項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ公表の対象となる行為者(以下この条において「対象者」という。) に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 市長は、前項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、対象者に対し、意見聴取通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、対象者に対し、陳述書(第5号様式)の提出を求めるものとする。ただし、市長が口頭で行う必要があると認める場合は、この限りでない。

4 市長は、対象者が提出期限までに陳述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱うものとする。

(不当要求行為防止対策責任者)

第13条 職場における不当要求行為の防止等に係る取組の推進を図るため、各課等に不当要求行為防止対策責任者(以下この条において「責任者」という。) を置き、責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 責任者は、各課等において次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 所属の職員と協力し、不当要求行為に対する組織的な対応を講ずること。

(2) 不当要求行為に係る情報を所属の職員に周知すること。

(3) その他不当要求行為の防止等に係る取組の推進に関すること。

(公益通報の方法)

第14条 職員等は、本市の事務事業に関し、次に掲げる事実があると思料するときは、内部統制室長に対して、文書(電子メールを含む。) 又は面談その他適切な方法により公益通報をすることができる。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある事実
- (2) 人の生命、身体若しくは財産の保護又は環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与え、又は与えるおそれのある事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の事務事業に関する違法又は不当な事実

2 職員等は、公益通報をするときは、原則として実名により行わなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当すると思料する事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、この限りでない。

3 職員等は、他人に損害を与える目的その他の不正な目的で公益通報をすることはできない。

(公益通報の取扱い)

第15条 内部統制室長は、公益通報を受けたときは、その内容を聴取し、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報に係る趣旨の確認に努めなければならない。

2 内部統制室長は、公益通報を受けたときは、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告における事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないことができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる事実には該当しない場合

(2) 他人に損害を与える目的その他の不正な目的によるものであることが明らかでない場合

(3) 公益通報者に通報の内容について説明を求めても当該公益通報に係る行為を行った者又は当該公益通報の内容を把握できない場合

(公益通報の調査)

第16条 委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を速やかに開始しなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、調査の対象となる関係部局の部長等に調査を依頼することができる。

3 職員等及び公益通報者は、委員会の調査に協力しなければならない。

(調査結果の報告等)

第17条 委員会は、調査の結果、当該公益通報に該当する事実があると認めるときはその旨を、当該公益通報に該当する事実がないと認めるとき、又は

調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、任命権者に報告するものとする。

- 2 委員会は、調査の結果を調査結果報告書（第6号様式）により公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。
- 3 任命権者は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行い、違法又は不当な事実があると認めるときは、違法行為等を是正し、及び再発を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該関係者に対して処分その他必要な措置を講ずるものとする。
（公益通報者の保護）

第18条 任命権者は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

（委員会の設置等）

第19条 不当要求行為、公益通報等があった場合に対処するため、委員会を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為に関すること。
- (2) 公益通報に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

（委員会の構成等）

第20条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第2号に規定する副市長を、副委員長には内部統制室長をもって充て、委員には政策財務部長、危機管理部長、総務部長、上下水道管理局长、消防次長及び教育委員会事務局教育次長その他委員長がその都度必要と認める職員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見等を聴き、又は関係職員の説明等を求めることができる。

7 委員長、副委員長及び委員は、公益通報の内容が自己に関係するものであ

るときは、委員会の議事に参与することができない。

8 委員会の庶務は、内部統制室において処理する。

(公表の方法)

第21条 条例第7条第3項及び第8条第4項の規定による公表は、本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(違反に対する処分等)

第22条 任命権者は、職員が条例又はこの規則の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行うものとする。

2 任命権者は、違反行為があったと認めるときは、その程度に応じて、その職員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

要望等報告書

年 月 日

（宛先）津市長

部 課（室）

職名

氏名

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第8条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

日 時		
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
対 応 者	所属	職名 氏名
	所属	職名 氏名
要 望 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
要望等の概要		
備 考		

第2号様式（第10条関係）

不当要求行為発生報告書

年 月 日

（宛先）内部統制室長

所属長

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生日時		
発生場所		
対応者		職名 氏名
		職名 氏名
相手方	住所	(不詳の場合)
	職業	身長約 cm
	氏名	体格 肥満型・中肉・ やせ型・がっちり型
	年齢	
	連絡先	年齢 歳くらい
発生事実	目的	
	状況	
対応状況		
被害の有無		
その他		

第3号様式（第11条関係）

警 告 書

津市（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

津市公正公平な市政の確保に関する条例第8条第3項の規定により、次のとおり警告します。

なお、この警告を行った後も、当該警告の原因となった不当要求行為を中止しない場合は、同条第4項の規定により、あなたの氏名等を公表することがあります。

警告の原因となる事実	
警 告 の 内 容	

第4号様式（第12条関係）

（表）

意見聴取通知書

津市（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、次のとおり意見を述べる機会を付与しますので通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条項	津市公正公平な市政の確保に関する条例第8条第4項
陳述書の提出期限	
備考	※ 口頭による意見の聴取を行う場合に記載すること。 本件については、口頭による意見の聴取を行いますので、次のとおり出頭してください。 1 出頭すべき日時 2 出頭すべき場所

（注） 意見の聴取に関する留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

意見の聴取に関する留意事項

- 1 陳述書には、あなたの住所及び氏名、日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載してください。
なお、口頭により意見の聴取が行われる場合は、陳述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類を提出することができます。
- 3 提出期限までに陳述書の提出がないとき（口頭により意見の聴取が行われる場合は、意見の聴取期日に出頭しないとき）は、意見を述べる機会を放棄したものと取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときは、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わり代理人を選任することができます。その場合は、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書類を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

第5号様式（第12条関係）

陳 述 書

年 月 日

（宛先）津市長

住所

氏名

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則第12条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	
公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見	
備 考	

（注1） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（注2） 意見の陳述に当たって、証拠を提出するときは、これに添付すること。

第6号様式（第17条関係）

調査結果報告書

津市（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市公正職務推進委員会

年 月 日付けで通報がありました件について、津市公正
公平な市政の確保に関する条例施行規則第17条第2項の規定に基づき、
調査の結果を、次のとおり通知します。

件 名	
発 生 時 期	
発 生 場 所	
内 容	
調 査 結 果	通報事実の有無 <input type="checkbox"/> 通報事実あり <input type="checkbox"/> 通報事実なし

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第41号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第5号の表中

「福祉監査室 福祉監査担当」を

「福祉監査室 福祉監査担当

生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室 臨時特別給付金推進担当」に改め

る。

別表第1健康福祉部の表福祉政策課の部企画管理担当の項第8号中「福祉監査室」の次に「及び生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室」を加える。

別表第3健康福祉部福祉政策課の表に次のように加える。

生活・暮らし 支援臨時特別 給付金推進室	臨時特別給付 金推進担当	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付 金に関する事。
----------------------------	-----------------	--------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第42号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第33号様式（その1）中「30,000円」を「50,000円」に改める。

第38号様式及び第51号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第33号様式（その1）、第38号様式及び第51号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第43号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附則第7項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この規則中附則第7項の改正規定は公布の日から、第28条第1項の改正規定は令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第44号

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則（平成18年津市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第9条」に改める。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条の見出しを「（決定通知）」に改め、同条中「第5条」を「第7条第1項」に、「受益者分担金等決定通知書（第1号様式）」を「分担金等にあつては受益者分担金等決定通知書（第1号様式）」により、特別徴収金にあつては特別徴収金決定通知書（第1号様式の2）」に改める。

第4条の見出し中「分担金等の」を削り、同条第1項中「第6条」を「第8条第1項」に改め、「により分担金等」の次に「又は特別徴収金」を加え、「受益者分担金等徴収猶予申請書（第2号様式）」を「分担金等にあつては受益者分担金等徴収猶予申請書（第2号様式）」に、特別徴収金にあつては特別徴収金徴収猶予申請書（第2号様式の2）」に改め、同条第2項中「受益者分担金等徴収猶予申請書」の次に「又は特別徴収金徴収猶予申請書」を加え、「受益者分担金等徴収猶予決定通知書（第3号様式）」を「分担金等にあつては受益者分担金等徴収猶予決定通知書（第3号様式）」により、特別徴収金にあつては特別徴収金徴収猶予決定通知書（第3号様式の2）」に改める。

第5条第1項中「分担金等」の次に「又は特別徴収金」を加え、同条第2項中「受益者分担金等徴収猶予取消決定通知書（第4号様式）」を「分担金等にあつては受益者分担金等徴収猶予取消決定通知書（第4号様式）」により、特別徴収金にあつては特別徴収金徴収猶予取消決定通知書（第4号様式の2）」に改める。

第6条第1項中「第6条」を「第8条第1項」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（条例第8条第2項の規則で定める面積）

第7条 条例第8条第2項の規則で定める面積は、別表第2の左欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積とする。
別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 2（第 7 条関係）

事業	面積
ほ場整備事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により県が行う事業を除く。）	10 アール
かんがい排水事業 たん水防除事業	当該事業の施行地域内における当該事業によって利益を受ける土地全体の面積の 10 分の 1（当該事業によって利益を受ける土地全体の面積が 100 ヘクタールを超えるものにあつては、10 ヘクタール）

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式の2（第3条関係）

特別徴収金決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年度分の特別徴収金の額を次のとおり決定したので、津市農林事業分担金等徴収条例施行規則第3条の規定により通知します。

1 事業名

2 特別徴収金の額

3 特別徴収金の納期限 年 月 日

備考

- 1 特別徴収金は、納入通知書によって納付してください。
- 2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式中

「備考 徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付のこと。」

を

「備考

- 1 徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付してください。
- 2 受益者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第4条関係）

特別徴収金徴収猶予申請書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

申請者 氏名 ④

電話

次の理由により、 年度分の特別徴収金について徴収猶予されるよう津市農林事業分担金等徴収条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

1 事業名

2 徴収猶予を受けようとする金額 円

3 徴収猶予を受けようとする期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 徴収猶予を必要とする理由

5 猶予期間終了後の納付計画

備考

- 1 徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付してください。
- 2 申請者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第4条関係）

特別徴収金徴収猶予決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった 年度分の特別徴収金の徴収猶予について、次のとおり決定しましたので、津市農林事業分担金等徴収条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 決定区分 承認 承認しない

3 徴収猶予金額 円

4 徴収猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 承認しない理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第5条関係）

特別徴収金徴収猶予取消決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで承認した 年度分の特別徴収金の徴収猶予について、次のとおり徴収猶予を取り消しましたので、直ちに納付されますよう津市農林事業分担金等徴収条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 徴収猶予取消金額 円

3 徴収猶予を取り消す期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 納期限

5 取消理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式中

「備考 減免を必要とする理由を証する書類を添付のこと。」

を

「備考

- 1 減免を必要とする理由を証する書類を添付してください。
- 2 受益者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第45号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中第26号を第27号とし、第9号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第21条第2項及び第3項中「第13号から第16号まで」を「第9号並びに第14号から第17号まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「第13号から第16号まで」を「第9号並びに第14号から第17号まで」に改める。

第23条中「第21条第1項第9号及び第10号」を「第21条第1項第10号及び第11号」に改める。

第26条第2項中「第21条第1項第9号」を「第21条第1項第10号」に改め、同条第3項中「第21条第1項第10号」を「第21条第1項第11号」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

津市訓令第9号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4個別専決事項の表健康福祉部福祉政策課の表に次のように加える。

生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
--------------------	-----------------------------	--	-------	---------	-------	---------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第10号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和2年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「別表第2(4)及び(5)」を「別表第1(11)、(14)及び(15)の休暇並びに別表第2(2)及び(3)」に改める。

別表第1に次のように加える。

<p>(11) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(12) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>(13) 女子の会計年度任用職員が出産した</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員</p>

<p>場合</p>	<p>が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>
<p>(14) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの又は6箇月以上継続勤務しているものに限る。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>市長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。別表第2(3)ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているものに限る。）</p>	<p>当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>

が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

別表第2第1号及び第2号を削り、同表第3号中「(条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。別表第2(5)ア及びウを除き、以下この表において同じ。)」を削り、同号を同表第1号とし、同表第4号中「別表第2(4)」を「別表第2(2)」に改め、「(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下この表において同じ。)」を削り、同号を同表第2号とし、同表第5号中「別表第2(5)」を「別表第2(3)」に改め、同号を同表第3号とし、同表中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同表第9号中「別表第2(6)から(8)」を「別表第2(4)から(6)」に改め、同号を同表第7号とし、同表第10号を同表第8号とする。

第1号様式から第3号様式まで及び第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

津市告示第293号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき公募設置等計画を認定したため、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 公募設置等計画の対象となる都市公園
 - (1) 名称 中勢グリーンパーク
 - (2) 位置 津市あのとつ台五丁目757番地1
- 2 認定計画提出者
中勢GP未来会議
代表法人 株式会社宝輪
構成法人 株式会社浅井農園、イケダアクト株式会社
- 3 認定日
令和3年12月14日
- 4 認定の有効期間
令和3年12月14日から令和23年3月31日まで
- 5 指定した公募対象公園施設の場所
別紙のとおり

公募対象公園施設の場所



公募対象公園施設の区域

津市告示第 294 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
2649	一身田中野第 34 号線	津市一身田中野	
		津市一身田中野	
2650	一身田中野第 35 号線	津市一身田中野	
		津市一身田中野	
3937	鳥居町第 12 号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
3938	鳥居町第 13 号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
4364	桜田町第 11 号線	津市桜田町	
		津市桜田町	
7482	高茶屋小森町第 57 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7483	高茶屋小森山第 52 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7484	雲出伊倉津町第 39 号線	津市雲出伊倉津町	
		津市雲出伊倉津町	
2579	青葉台 29 号線	津市青葉台一丁目	
		津市青葉台一丁目	
2580	青葉台 30 号線	津市青葉台一丁目	
		津市青葉台一丁目	
2581	青葉台 31 号線	津市青葉台一丁目	

		津市青葉台一丁目	
2 5 8 2	青葉台 3 2 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 3	青葉台 3 3 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 4	青葉台 3 4 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 5	青葉台 3 5 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 6	青葉台 3 6 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 7	青葉台 3 7 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 8	青葉台 3 8 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 8 9	青葉台 3 9 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 9 0	青葉台 4 0 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 9 1	青葉台 4 1 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 9 2	青葉台 4 2 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
3 6 0 9	上野 2 3 号線	津市河芸町上野	
		津市河芸町上野	
3 6 1 0	上野 2 4 号線	津市河芸町上野	
		津市河芸町上野	
6 5 1 5	杜の街 1 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 1 6	杜の街 1 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 1 7	杜の街 1 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目	

		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 1 8	杜の街 1 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 1 9	杜の街 1 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 0	杜の街 1 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 1	杜の街 2 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 2	杜の街 2 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 3	杜の街 2 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 4	杜の街 2 3 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 5	杜の街 2 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 6	杜の街 2 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 7	杜の街 2 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 8	杜の街 2 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 2 9	杜の街 2 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 0	杜の街 2 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 1	杜の街 3 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 2	杜の街 3 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 3	杜の街 3 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目	

		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 4	杜の街 3 3 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 5	杜の街 3 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 6	杜の街 3 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 7	杜の街 3 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 8	杜の街 3 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 3 9	杜の街 3 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 4 0	杜の街 3 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 4 1	杜の街 4 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 4 2	杜の街 4 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 4 3	杜の街 4 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目	
		津市河芸町杜の街二丁目	
6 5 4 4	杜の街 4 3 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 4 5	杜の街 4 4 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 4 6	杜の街 4 5 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 4 7	杜の街 4 6 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 4 8	杜の街 4 7 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 4 9	杜の街 4 8 号線	津市河芸町杜の街三丁目	

		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 0	杜の街 4 9 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 1	杜の街 5 0 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 2	杜の街 5 1 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 3	杜の街 5 2 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 4	杜の街 5 3 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 5	杜の街 5 4 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 6	杜の街 5 5 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 7	杜の街 5 6 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 8	杜の街 5 7 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 5 9	杜の街 5 8 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 6 0	杜の街 5 9 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 6 1	杜の街 6 0 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
6 5 6 2	杜の街 6 1 号線	津市河芸町杜の街三丁目	
		津市河芸町杜の街三丁目	
4 1 7 0	高野 3 6 5 号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
4 1 7 1	高野 3 6 6 号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
4 1 7 2	高野 3 6 7 号線	津市一志町高野	

		津市一志町高野	
2 6 5 1	大里窪田町第 2 6 号線	津市大里窪田町	
		津市大里窪田町	

津市告示第 295 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
2649	一身田中野第 3 号線	津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 6 地先から津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 5 地先まで	27.7
			5.8～ 9.4
2650	一身田中野第 3 号線	津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 6 地先から津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 1 地先まで	48.7
			6.0～ 13.1
3937	鳥居町第 1 2 号線	津市鳥居町 3 3 番 4 地先から津市鳥居町 3 3 番 1 地先まで	87.5
			6.0～ 9.4
3938	鳥居町第 1 3 号線	津市鳥居町 3 3 番 1 5 地先から津市鳥居町 6 6 番 3 地先まで	53.7
			6.0～ 13.0
4364	桜田町第 1 1 号線	津市桜田町 6 8 番地先から津市桜田町 6 9 番 6 地先まで	47.0
			6.0～ 9.5
7482	高茶屋小森町第 5 7 号線	津市高茶屋小森町字四ツ野 1 4 5 1 番 3 5 地先から津市高茶屋小森町字四ツ野 1 4 5 1 番 3 0 地先まで	40.4
			6.0～ 9.0
7483	高茶屋小森山第 5 2 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 4 番 3 8 地先から津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 4 番 4 1 地先まで	72.5
			6.0～ 13.1

7 4 8 4	雲出伊倉津町第 3 9 号線	津市雲出伊倉津町字十七割 1 2 9 5 番 1 地先から津市雲出伊倉津町字十 七割 1 2 8 5 番 5 地先まで	235. 0
			5. 4～ 8. 5
2 5 7 9	青葉台 2 9 号線	津市青葉台一丁目 3 5 番 6 地先から 津市青葉台一丁目 3 9 番 7 地先まで	434. 9
			6. 0～ 12. 6
2 5 8 0	青葉台 3 0 号線	津市青葉台一丁目 3 6 番 1 地先から 津市青葉台一丁目 3 8 番 6 地先まで	251. 1
			6. 0～ 9. 7
2 5 8 1	青葉台 3 1 号線	津市青葉台一丁目 3 8 番 3 地先から 津市青葉台一丁目 3 8 番 2 地先まで	26. 6
			6. 0～ 13. 2
2 5 8 2	青葉台 3 2 号線	津市青葉台二丁目 5 番 1 地先内	15. 2
			6. 0～ 13. 1
2 5 8 3	青葉台 3 3 号線	津市青葉台二丁目 6 番 1 地先から津 市青葉台二丁目 1 8 番 9 地先まで	187. 6
			6. 0～ 13. 1
2 5 8 4	青葉台 3 4 号線	津市青葉台二丁目 1 3 番 9 地先から 津市青葉台二丁目 1 8 番 1 地先まで	147. 9
			6. 0～ 13. 1
2 5 8 5	青葉台 3 5 号線	津市青葉台二丁目 2 0 番 9 地先から 津市青葉台二丁目 2 0 番 1 地先まで	114. 6
			6. 0～ 12. 9
2 5 8 6	青葉台 3 6 号線	津市青葉台二丁目 1 9 番 9 地先から 津市青葉台二丁目 1 9 番 1 地先まで	114. 3
			6. 0～ 13. 4
2 5 8 7	青葉台 3 7 号線	津市青葉台二丁目 6 番 1 地先から津 市青葉台二丁目 1 6 番 4 地先まで	213. 6
			6. 0～ 10. 5
		津市青葉台二丁目 2 2 番 3 地先から	71. 9

2588	青葉台38号線	津市青葉台二丁目22番7地先まで	6.0～ 12.8
2589	青葉台39号線	津市青葉台二丁目14番1地先から 津市青葉台二丁目16番1地先まで	146.7
			6.0～ 11.9
2590	青葉台40号線	津市青葉台二丁目24番1地先から 津市青葉台二丁目24番7地先まで	121.0
			6.0～ 15.5
2591	青葉台41号線	津市青葉台二丁目26番3地先から 津市青葉台二丁目25番11地先まで	66.6
			6.0～ 9.4
2592	青葉台42号線	津市青葉台二丁目24番8地先から 津市青葉台二丁目24番5地先まで	19.4
			10.0～ 17.1
3609	上野23号線	津市河芸町上野字市場山649番4 地先から津市河芸町上野字市場山6 21番2地先まで	177.1
			4.0～ 10.3
3610	上野24号線	津市河芸町上野字市場山649番1 4地先内	20.2
			4.0～ 6.6
6515	杜の街14号線	津市河芸町杜の街二丁目30番18 地先から津市河芸町杜の街二丁目2 9番7地先まで	434.0
			6.0～ 13.7
6516	杜の街15号線	津市河芸町杜の街二丁目21番12 地先から津市河芸町杜の街二丁目2 9番7地先まで	210.4
			6.0～ 16.0
6517	杜の街16号線	津市河芸町杜の街二丁目28番6地 先から津市河芸町杜の街二丁目28 番12地先まで	122.4
			6.0～ 19.1
6518	杜の街17号線	津市河芸町杜の街二丁目26番8地 先から津市河芸町杜の街二丁目26 番1地先まで	118.1
			6.0～ 16.1

6 5 1 9	杜の街 1 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 5 番 6 地 先から津市河芸町杜の街二丁目 2 5 番 1 地先まで	140.0
			5.0～ 12.1
6 5 2 0	杜の街 1 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 1 番 1 2 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 2 番 1 0 地先まで	141.1
			6.0～ 16.0
6 5 2 1	杜の街 2 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 5 番 1 9 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 1 3 地先まで	77.5
			5.0～ 17.0
6 5 2 2	杜の街 2 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 1 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 5 地先まで	75.0
			5.0～ 12.1
6 5 2 3	杜の街 2 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 1 番 7 地 先から津市河芸町杜の街二丁目 2 0 番 1 地先まで	129.5
			6.0～ 16.0
6 5 2 4	杜の街 2 3 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 1 9 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 2 番 1 地先まで	147.5
			6.0～ 17.6
6 5 2 5	杜の街 2 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目 9 番 2 地先 から津市河芸町杜の街二丁目 2 8 番 5 地先まで	382.7
			6.0～ 11.0
6 5 2 6	杜の街 2 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 0 番 1 7 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 6 地先まで	156.7
			5.0～ 16.4
6 5 2 7	杜の街 2 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 7 番 8 地 先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 8 地先まで	133.3
			5.0～ 12.1
6 5 2 8	杜の街 2 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 6 番 7 地 先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 9 地先まで	114.3
			5.0～ 12.0
		津市河芸町杜の街二丁目 1 5 番 7 地	126.5

6 5 2 9	杜の街 2 8 号線	先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 1 地先まで	5.0～ 12.0
6 5 3 0	杜の街 2 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 2 番 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 5 地先まで	118.3
			6.0～ 15.7
6 5 3 1	杜の街 3 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 0 番 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 6 番 1 3 地先まで	285.2
			6.0～ 19.2
6 5 3 2	杜の街 3 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 1 番 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 8 番 1 地先まで	469.7
			6.0～ 16.9
6 5 3 3	杜の街 3 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 8 番 6 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 8 番 1 1 地先まで	91.8
			6.0～ 18.2
6 5 3 4	杜の街 3 3 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 5 番 8 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 3 番 8 地先まで	104.8
			6.0～ 16.0
6 5 3 5	杜の街 3 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 3 番 1 2 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 3 番 2 地先まで	75.0
			5.0～ 17.0
6 5 3 6	杜の街 3 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 5 番 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 3 番 7 地先まで	77.0
			5.0～ 12.1
6 5 3 7	杜の街 3 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 2 番 5 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 2 番 1 0 地先まで	137.6
			5.0～ 12.1
6 5 3 8	杜の街 3 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目 9 番 2 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 番 1 地先まで	337.8
			6.0～ 11.2
6 5 3 9	杜の街 3 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目 5 番 4 地先から津市河芸町杜の街二丁目 3 番 6 地先まで	254.4
			6.0～ 16.0

6 5 4 0	杜の街 3 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目 7 番 1 0 地 先から津市河芸町杜の街二丁目 6 番 1 地先まで	79.7
			5.0～ 12.4
6 5 4 1	杜の街 4 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目 6 番 5 地先 から津市河芸町杜の街二丁目 6 番 1 地先まで	75.8
			5.0～ 12.1
6 5 4 2	杜の街 4 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目 5 番 5 地先 から津市河芸町杜の街二丁目 2 番 7 地先まで	145.5
			5.0～ 12.1
6 5 4 3	杜の街 4 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目 5 番 1 2 地 先から津市河芸町杜の街二丁目 5 番 1 地先まで	86.7
			5.0～ 12.1
6 5 4 4	杜の街 4 3 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 番 1 地先 から津市河芸町杜の街三丁目 1 番 8 地先まで	142.1
			6.0～ 13.2
6 5 4 5	杜の街 4 4 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 番 1 7 地 先から津市河芸町杜の街三丁目 1 番 8 地先まで	161.0
			6.0～ 19.1
6 5 4 6	杜の街 4 5 号線	津市河芸町杜の街三丁目 3 番 1 3 地 先から津市河芸町杜の街三丁目 7 番 7 地先まで	148.6
			5.0～ 16.5
6 5 4 7	杜の街 4 6 号線	津市河芸町杜の街三丁目 9 番 1 地先 から津市河芸町杜の街三丁目 6 番 4 地先まで	111.9
			5.0～ 12.6
6 5 4 8	杜の街 4 7 号線	津市河芸町杜の街三丁目 6 番 1 地先 から津市河芸町杜の街三丁目 6 番 5 地先まで	100.8
			6.0～ 11.1
6 5 4 9	杜の街 4 8 号線	津市河芸町杜の街三丁目 7 番 1 地先 から津市河芸町杜の街三丁目 2 番 1 地先まで	490.5
			6.0～ 10.9
		津市河芸町杜の街三丁目 1 2 番 1 地	104.4

6 5 5 0	杜の街 4 9 号線	先から津市河芸町杜の街三丁目 8 番 1 地先まで	6.0～ 17.5
6 5 5 1	杜の街 5 0 号線	津市河芸町杜の街三丁目 8 番 7 地先から津市河芸町杜の街三丁目 8 番 1 地先まで	111.5
			5.0～ 12.1
6 5 5 2	杜の街 5 1 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 0 番 8 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 0 番 1 地先まで	111.5
			5.0～ 12.1
6 5 5 3	杜の街 5 2 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 1 番 8 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 1 番 1 地先まで	111.5
			5.0～ 12.1
6 5 5 4	杜の街 5 3 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 7 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 3 番 1 地先まで	106.5
			6.0～ 16.3
6 5 5 5	杜の街 5 4 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 3 番 4 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 3 番 1 地先まで	70.2
			5.0～ 12.2
6 5 5 6	杜の街 5 5 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 5 番 6 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 5 番 1 地先まで	88.3
			5.0～ 12.3
6 5 5 7	杜の街 5 6 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 6 番 7 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 6 番 1 地先まで	98.2
			5.0～ 12.5
6 5 5 8	杜の街 5 7 号線	津市河芸町杜の街三丁目 9 番 5 地先から津市河芸町杜の街三丁目 9 番 3 地先まで	34.5
			6.0～ 16.3
6 5 5 9	杜の街 5 8 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 8 番 6 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 1 番 7 地先まで	322.4
			6.0～ 16.7
6 5 6 0	杜の街 5 9 号線	津市河芸町杜の街三丁目 2 2 番 1 2 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 2 番 7 地先まで	87.0
			6.0～ 16.3

6 5 6 1	杜の街 6 0 号線	津市河芸町杜の街三丁目 2 0 番 1 地 先から津市河芸町杜の街三丁目 2 0 番 6 地先まで	82.2
			5.0～ 12.3
6 5 6 2	杜の街 6 1 号線	津市河芸町杜の街三丁目 2 1 番 1 地 先から津市河芸町杜の街三丁目 2 1 番 6 地先まで	82.0
			5.0～ 12.3
4 1 7 0	高野 3 6 5 号線	津市一志町高野字池辺 2 2 6 番 5 地 先から津市一志町高野字池辺 2 2 6 番 9 地先まで	46.9
			6.0～ 13.1
4 1 7 1	高野 3 6 6 号線	津市一志町高野字池辺 2 2 6 番 5 地 先から津市一志町高野字池辺 2 2 6 番 1 地先まで	24.3
			6.0～ 9.5
4 1 7 2	高野 3 6 7 号線	津市一志町高野字池ノ下 2 0 3 番 1 2 地先から津市一志町高野字池ノ下 2 0 3 番 1 4 地先まで	32.2
			6.0～ 13.1
2 6 5 1	大里窪田町第 2 6 号線	津市大里窪田町字東鳶 2 0 0 2 番 1 地先から津市大里窪田町字中鳶 1 7 7 6 番 1 地先まで	245.8
			1.9～ 9.8

津市告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 2326 一身田中野第12号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一身田中野字東野113番16地先から津市一身田中野字東野113番20地先まで	旧	4.7～ 8.0	6.5
津市一身田中野字東野113番16地先から津市一身田中野字東野113番20地先まで	新	6.5～ 8.0	6.5

2 路線名 3128 栄町観音寺町線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市鳥居町37番2地先から津市鳥居町33番4地先まで	旧	4.1～ 4.8	12.8
津市鳥居町37番2地先から津市鳥居町33番4地先まで	新	5.9～ 6.7	12.8

3 路線名 4223 南新町東西第2号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市桜田町68番地先から津市桜田町69番1地先まで	旧	6.3	11.3
津市桜田町68番地先から津市桜田町69番1	新	7.3	11.3

地先まで			
------	--	--	--

4 路線名 1713 元町43号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字北出2170番2地先から津市久居元町字北出2177番12地先まで	旧	2.0	38.4
津市久居元町字北出2173番地先から津市久居元町字北出2177番12地先まで	新	4.0~ 7.0	38.4

5 路線名 1869 戸木北10号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字北興7858番1地先内	旧	2.9~ 3.1	18.5
津市戸木町字北興7858番1地先内	新	4.0	18.5

6 路線名 2567 野村73号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字池尻2006番12地先から津市久居野村町字池尻2006番24地先まで	新	6.0	23.3

7 路線名 560 八幡前響野1号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町椋本字響野2173番6地先から津市芸濃町椋本字響野2251番1地先まで	旧	2.0	49.2
津市芸濃町椋本字響野2173番7地先内	新	6.0~ 9.8	49.2

8 路線名 3837 野端1号線

区域	新旧	幅員	延長
----	----	----	----

	の別	(m)	(m)
津市安濃町草生字野端237番64地先から津市安濃町草生字野端237番73地先まで	新	6.0	40.9

津市告示第 297 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
2649	一身田中野第 3 4 号線	津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 6 地先から津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 5 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2650	一身田中野第 3 5 号線	津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 6 地先から津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
3937	鳥居町第 1 2 号線	津市鳥居町 3 3 番 4 地先から津市鳥居町 3 3 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
3938	鳥居町第 1 3 号線	津市鳥居町 3 3 番 1 5 地先から津市鳥居町 6 6 番 3 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
4364	桜田町第 1 1 号線	津市桜田町 6 8 番地先から津市桜田町 6 9 番 6 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
7482	高茶屋小森町第 5 7 号線	津市高茶屋小森町字四ツ野 1 4 5 1 番 3 5 地先から津市高茶屋小森町字四ツ野 1 4 5 1 番 3 0 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
7483	高茶屋小森山第 5 2 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 4 番 3 8 地先から津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 4 番 4 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
7484	雲出伊倉津町第 3 9 号線	津市雲出伊倉津町字十七割 1 2 9 5 番 1 地先から津市雲出伊倉	令和 3 年 1 2 月 2 4 日

		津町字十七割 1 2 8 5 番 5 地先 まで	
2 5 7 9	青葉台 2 9 号線	津市青葉台一丁目 3 5 番 6 地先 から津市青葉台一丁目 3 9 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 0	青葉台 3 0 号線	津市青葉台一丁目 3 6 番 1 地先 から津市青葉台一丁目 3 8 番 6 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 1	青葉台 3 1 号線	津市青葉台一丁目 3 8 番 3 地先 から津市青葉台一丁目 3 8 番 2 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 2	青葉台 3 2 号線	津市青葉台二丁目 5 番 1 地先内	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 3	青葉台 3 3 号線	津市青葉台二丁目 6 番 1 地先か ら津市青葉台二丁目 1 8 番 9 地 先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 4	青葉台 3 4 号線	津市青葉台二丁目 1 3 番 9 地先 から津市青葉台二丁目 1 8 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 5	青葉台 3 5 号線	津市青葉台二丁目 2 0 番 9 地先 から津市青葉台二丁目 2 0 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 6	青葉台 3 6 号線	津市青葉台二丁目 1 9 番 9 地先 から津市青葉台二丁目 1 9 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 7	青葉台 3 7 号線	津市青葉台二丁目 6 番 1 地先か ら津市青葉台二丁目 1 6 番 4 地 先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 8	青葉台 3 8 号線	津市青葉台二丁目 2 2 番 3 地先 から津市青葉台二丁目 2 2 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 8 9	青葉台 3 9 号線	津市青葉台二丁目 1 4 番 1 地先	令和 3 年 1 2 月

		から津市青葉台二丁目16番1地先まで	24日
2590	青葉台40号線	津市青葉台二丁目24番1地先から津市青葉台二丁目24番7地先まで	令和3年12月24日
2591	青葉台41号線	津市青葉台二丁目26番3地先から津市青葉台二丁目25番11地先まで	令和3年12月24日
2592	青葉台42号線	津市青葉台二丁目24番8地先から津市青葉台二丁目24番5地先まで	令和3年12月24日
3609	上野23号線	津市河芸町上野字市場山649番4地先から津市河芸町上野字市場山621番2地先まで	令和3年12月24日
3610	上野24号線	津市河芸町上野字市場山649番14地先内	令和3年12月24日
6515	杜の街14号線	津市河芸町杜の街二丁目30番18地先から津市河芸町杜の街二丁目29番7地先まで	令和3年12月24日
6516	杜の街15号線	津市河芸町杜の街二丁目21番12地先から津市河芸町杜の街二丁目29番7地先まで	令和3年12月24日
6517	杜の街16号線	津市河芸町杜の街二丁目28番6地先から津市河芸町杜の街二丁目28番12地先まで	令和3年12月24日
6518	杜の街17号線	津市河芸町杜の街二丁目26番8地先から津市河芸町杜の街二丁目26番1地先まで	令和3年12月24日
6519	杜の街18号線	津市河芸町杜の街二丁目25番6地先から津市河芸町杜の街二丁目25番1地先まで	令和3年12月24日
		津市河芸町杜の街二丁目21番	令和3年12月

6 5 2 0	杜の街 1 9 号線	1 2 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 2 番 1 0 地先まで	2 4 日
6 5 2 1	杜の街 2 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 5 番 1 9 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 1 3 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 2	杜の街 2 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 1 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 5 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 3	杜の街 2 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 1 番 7 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 0 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 4	杜の街 2 3 号線	津市河芸町杜の街二丁目 2 3 番 1 9 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 2 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 5	杜の街 2 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目 9 番 2 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 8 番 5 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 6	杜の街 2 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 0 番 1 7 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 6 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 7	杜の街 2 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 7 番 8 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 8 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 8	杜の街 2 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 6 番 7 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 9 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 2 9	杜の街 2 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 5 番 7 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 0	杜の街 2 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目 1 2 番 1 地先から津市河芸町杜の街二丁目 1 3 番 5 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日

6 5 3 1	杜の街 3 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 0 番 1 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 3 6 番 1 3 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 2	杜の街 3 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 1 番 1 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 3 8 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 3	杜の街 3 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 8 番 6 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 3 8 番 1 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 4	杜の街 3 3 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 5 番 8 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 3 3 番 8 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 5	杜の街 3 4 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 3 番 1 2 地先から津市河芸町杜の街 二丁目 3 3 番 2 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 6	杜の街 3 5 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 5 番 1 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 3 3 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 7	杜の街 3 6 号線	津市河芸町杜の街二丁目 3 2 番 5 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 3 2 番 1 0 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 8	杜の街 3 7 号線	津市河芸町杜の街二丁目 9 番 2 地先から津市河芸町杜の街二丁 目 1 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 3 9	杜の街 3 8 号線	津市河芸町杜の街二丁目 5 番 4 地先から津市河芸町杜の街二丁 目 3 番 6 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 0	杜の街 3 9 号線	津市河芸町杜の街二丁目 7 番 1 0 地先から津市河芸町杜の街二 丁目 6 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 1	杜の街 4 0 号線	津市河芸町杜の街二丁目 6 番 5 地先から津市河芸町杜の街二丁	令和 3 年 1 2 月 2 4 日

		目 6 番 1 地先まで	
6 5 4 2	杜の街 4 1 号線	津市河芸町杜の街二丁目 5 番 5 地先から津市河芸町杜の街二丁目 2 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 3	杜の街 4 2 号線	津市河芸町杜の街二丁目 5 番 1 2 地先から津市河芸町杜の街二丁目 5 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 4	杜の街 4 3 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 番 8 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 5	杜の街 4 4 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 番 1 7 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 番 8 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 6	杜の街 4 5 号線	津市河芸町杜の街三丁目 3 番 1 3 地先から津市河芸町杜の街三丁目 7 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 7	杜の街 4 6 号線	津市河芸町杜の街三丁目 9 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 6 番 4 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 8	杜の街 4 7 号線	津市河芸町杜の街三丁目 6 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 6 番 5 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 4 9	杜の街 4 8 号線	津市河芸町杜の街三丁目 7 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 0	杜の街 4 9 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 2 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 8 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 1	杜の街 5 0 号線	津市河芸町杜の街三丁目 8 番 7 地先から津市河芸町杜の街三丁目 8 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
		津市河芸町杜の街三丁目 1 0 番	令和 3 年 1 2 月

6 5 5 2	杜の街 5 1 号線	8 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 0 番 1 地先まで	2 4 日
6 5 5 3	杜の街 5 2 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 1 番 8 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 1 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 4	杜の街 5 3 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 7 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 3 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 5	杜の街 5 4 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 3 番 4 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 3 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 6	杜の街 5 5 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 5 番 6 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 5 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 7	杜の街 5 6 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 6 番 7 地先から津市河芸町杜の街三丁目 1 6 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 8	杜の街 5 7 号線	津市河芸町杜の街三丁目 9 番 5 地先から津市河芸町杜の街三丁目 9 番 3 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 5 9	杜の街 5 8 号線	津市河芸町杜の街三丁目 1 8 番 6 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 1 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 6 0	杜の街 5 9 号線	津市河芸町杜の街三丁目 2 2 番 1 2 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 2 番 7 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 6 1	杜の街 6 0 号線	津市河芸町杜の街三丁目 2 0 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 0 番 6 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
6 5 6 2	杜の街 6 1 号線	津市河芸町杜の街三丁目 2 1 番 1 地先から津市河芸町杜の街三丁目 2 1 番 6 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日

4 1 7 0	高野 3 6 5 号線	津市一志町高野字池辺 2 2 6 番 5 地先から津市一志町高野字池 辺 2 2 6 番 9 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
4 1 7 1	高野 3 6 6 号線	津市一志町高野字池辺 2 2 6 番 5 地先から津市一志町高野字池 辺 2 2 6 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
4 1 7 2	高野 3 6 7 号線	津市一志町高野字池ノ下 2 0 3 番 1 2 地先から津市一志町高野 字池ノ下 2 0 3 番 1 4 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 6 5 1	大里窪田町第 2 6 号線	津市大里窪田町字東鳶 2 0 0 2 番 1 地先から津市大里窪田町字 中鳶 1 7 7 6 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 3 2 6	一身田中野第 1 2 号線	津市一身田中野字東野 1 1 3 番 1 6 地先から津市一身田中野字 東野 1 1 3 番 2 0 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
3 1 2 8	栄町観音寺町線	津市鳥居町 3 7 番 2 地先から津 市鳥居町 3 3 番 4 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
4 2 2 3	南新町東西第 2 号線	津市桜田町 6 8 番地先から津市 桜田町 6 9 番 1 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
1 7 1 3	元町 4 3 号線	津市久居元町字北出 2 1 7 3 番 地先から津市久居元町字北出 2 1 7 7 番 1 2 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
1 8 6 9	戸木北 1 0 号線	津市戸木町字北興 7 8 5 8 番 1 地先内	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
2 5 6 2	野村 7 3 号線	津市久居野村町字池尻 2 0 0 6 番 1 2 地先から津市久居野村町 字池尻 2 0 0 6 番 2 4 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
5 6 0	八幡前響野 1 号 線	津市芸濃町棕本字響野 2 1 7 3 番 7 地先内	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
3 8 3 7	野端 1 号線	津市安濃町草生字野端 2 3 7 番 6 4 地先から津市安濃町草生字 野端 2 3 7 番 7 3 地先まで	令和 3 年 1 2 月 2 4 日

津市告示第298号

下記の者の令和3年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇

津市告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定に基づき、廃止の届出がされたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和3年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
有限会社W i t h A W i l l
- 2 事業所の名称
W i t h A W i l l 相談支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市本町26番16号
- 4 廃止年月日
令和3年12月31日
- 5 廃止した事業の種類
 - (1) 特定相談支援
 - (2) 障害児相談支援
- 6 事業所番号
 - (1) 特定相談支援事業所 2430502282
 - (2) 障害児相談支援事業所 2470500451

津市告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年12月22日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和3年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

令和3年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度津市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,358,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,811,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加、変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		18,642,168	1,999,630	20,641,798
	1 国 庫 負 担 金	14,680,216	1,171,761	15,851,977
	2 国 庫 補 助 金	3,956,776	827,869	4,784,645
18 県 支 出 金		7,904,174	173,904	8,078,078
	1 県 負 担 金	5,156,178	136,537	5,292,715
	2 県 補 助 金	2,052,494	59,823	2,112,317
	3 委 託 金	695,502	△22,456	673,046
19 財 産 収 入		231,959	1,151	233,110
	1 財 産 運 用 収 入	140,398	1,151	141,549
20 寄 附 金		175,991	1,151	177,142
	1 寄 附 金	175,991	1,151	177,142
21 繰 入 金		6,044,809	180,738	6,225,547
	2 基 金 繰 入 金	6,019,117	180,738	6,199,855
23 諸 収 入		967,538	1,893	969,431
	5 雑 入	843,072	1,893	844,965
歳 入 合 計		112,453,487	2,358,467	114,811,954

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		582,901	△2,687	580,214
	1 議 会 費	582,901	△2,687	580,214
2 総 務 費		15,549,526	10,892	15,560,418
	1 総 務 管 理 費	13,043,398	32,917	13,076,315
	2 徴 税 費	1,249,224	△3,134	1,246,090
	3 戸籍住民基本台帳費	681,640	△1,301	680,339
	4 選 挙 費	466,012	△23,319	442,693
	5 統 計 調 査 費	26,613	2,658	29,271
	6 監 査 委 員 費	82,639	3,071	85,710
3 民 生 費		42,921,544	960,499	43,882,043
	1 社 会 福 祉 費	22,320,078	563,402	22,883,480
	2 児 童 福 祉 費	15,297,233	93,592	15,390,825
	3 生 活 保 護 費	5,294,133	303,505	5,597,638
4 衛 生 費		11,359,988	1,662,519	13,022,507
	1 保 健 衛 生 費	4,035,228	1,658,408	5,693,636
	2 斎 場 費	295,395	△2,774	292,621
	3 環 境 費	405,339	10,244	415,583
	4 清 掃 費	5,408,291	△5,228	5,403,063
	8 生 活 排 水 処 理 費	374,858	1,869	376,727
5 労 働 費		80,392	△826	79,566
	1 労 働 諸 費	80,392	△826	79,566
6 農 林 水 産 業 費		2,285,600	△5,691	2,279,909
	1 農 業 費	1,369,855	△3,185	1,366,670
	2 林 業 費	353,079	△1,688	351,391
	3 水 産 業 費	109,871	△133	109,738
	4 農 業 集 落 排 水 費	452,795	△685	452,110
7 商 工 費		1,966,250	△91,673	1,874,577
	1 商 工 費	1,966,250	△91,673	1,874,577
8 土 木 費		13,369,370	△122,604	13,246,766
	1 土 木 管 理 費	288,841	△6,507	282,334
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,946,464	△10,526	4,935,938
	3 河 川 費	506,074	△10,179	495,895
	4 港 湾 費	121,241	1,099	122,340
	5 都 市 計 画 費	7,045,317	△94,594	6,950,723
	6 住 宅 費	461,433	△1,897	459,536
9 消 防 費		3,822,800	16,419	3,839,219

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	3,822,800	16,419	3,839,219
10 教 育 費		9,430,712	△62,419	9,368,293
	1 教 育 総 務 費	2,176,073	14,119	2,190,192
	2 小 学 校 費	2,120,182	△20,215	2,099,967
	3 中 学 校 費	938,388	△7,301	931,087
	4 幼 稚 園 費	1,289,216	△48,322	1,240,894
	5 社 会 教 育 費	2,301,223	10,590	2,311,813
	6 短 期 大 学 費	605,630	△11,290	594,340
12 公 債 費		10,961,200	△5,962	10,955,238
	1 公 債 費	10,961,200	△5,962	10,955,238
歳 出	合 計	112,453,487	2,358,467	114,811,954

第2表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	北消防署整備事業	768,155	令和3年度	
				令和4年度	301,085
				令和5年度	467,070

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	大谷踏切拡幅事業（JR踏切拡幅）	216,000	令和2年度	85,400	216,000	令和2年度	85,400
				令和3年度	130,600		令和3年度	100,600
							令和4年度	30,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	大谷踏切拡幅事業（上津架道橋改築）	2,150,000	令和3年度	300,000	2,030,000	令和3年度	330,000
				令和4年度	930,000		令和4年度	500,000
							令和5年度	668,000
							令和6年度	532,000

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保・接種対策事業	776,117
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	32,247
9 消防費	1 消防費	中消防署空調設備改修事業	5,179

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市市民活動センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	77,815
津市橋南市民センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	46,242
津市雲出市民センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	86,008
津市白塚市民センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	48,772
津市高茶屋市民センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	49,731
津市丹生俣多目的集会所指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	1,480
津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	4,450
津市運動施設（津地域）指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	263,500
津市産業・スポーツセンター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	928,100
津市北部市民センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	137,730
津市西部市民センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	142,120
津市ふれあい会館指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	92,100
津市たるみ老人福祉センター指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	126,315
津市まん中こども館指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	123,240
津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	12,045
津市安濃工業会館指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	1,025
津市青山高原保健休養地指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	50,000
津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	12,500
道路維持事業	令和 4 年度	73,000
津市一身田寺内町の館指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	17,900
津市美杉ふるさと資料館指定管理委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	31,845

令和3年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,144,424千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県 支 出 金		19,827,499	932	19,828,431
	2 県 補 助 金	19,827,499	932	19,828,431
11 繰 入 金		1,838,177	△40,292	1,797,885
	1 繰 入 金	1,838,177	△40,292	1,797,885
12 繰 越 金		1	228,433	228,434
	1 繰 越 金	1	228,433	228,434
13 諸 収 入		87,093	839	87,932
	3 雑 入	43,325	839	44,164
歳 入 合 計		26,954,512	189,912	27,144,424

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		408,514	△10,094	398,420
	1 総 務 管 理 費	295,672	△10,094	285,578
2 保 険 給 付 費		19,442,817	462	19,443,279
	6 傷 病 手 当 金	769	462	1,231
3 国民健康保険事業費 納 付 金		6,758,353		6,758,353
	1 医 療 給 付 費 分	4,756,900		4,756,900
9 基 金 積 立 金		37	60,667	60,704
	1 基 金 積 立 金	37	60,667	60,704
11 諸 支 出 金		57,419	138,877	196,296
	1 償還金及び還付加算 金	30,357	138,877	169,234
歳 出 合 計		26,954,512	189,912	27,144,424

令和3年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,812,458千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,213,460	△338	6,213,122
	1 介 護 保 険 料	6,213,460	△338	6,213,122
3 国 庫 支 出 金		6,888,343	△565	6,887,778
	2 国 庫 補 助 金	1,864,655	△565	1,864,090
4 支 払 基 金 交 付 金		7,624,021	△5,315	7,618,706
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,624,021	△5,315	7,618,706
5 県 支 出 金		4,130,599	△283	4,130,316
	2 県 補 助 金	195,820	△283	195,537
7 繰 入 金		4,442,574	981	4,443,555
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,442,574	981	4,443,555
8 繰 越 金		3	510,208	510,211
	1 繰 越 金	3	510,208	510,211
歳 入 合 計		29,307,770	504,688	29,812,458

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		435,532	1,264	436,796
	1 総 務 管 理 費	144,321	687	145,008
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	87,287	577	87,864
2 保 険 給 付 費		27,571,521		27,571,521
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	26,705,248		26,705,248
3 地 域 支 援 事 業 費		1,253,097	△1,469	1,251,628
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	580,498	△1,469	579,029
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	607,797		607,797
4 基 金 積 立 金		69	270,405	270,474
	1 基 金 積 立 金	69	270,405	270,474
6 諸 支 出 金		12,551	234,488	247,039
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,551	234,488	247,039
歳 出 合 計		29,307,770	504,688	29,812,458

令和3年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,962千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,019,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3,903,069	1,962	3,905,031
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,903,069	1,962	3,905,031
歳 入 合 計		7,017,808	1,962	7,019,770

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		95,109	1,962	97,071
	1 総 務 管 理 費	76,093	1,962	78,055
歳 出 合 計		7,017,808	1,962	7,019,770

令和3年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ441,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		282,692	△80	282,612
	1 一般会計繰入金	278,725	△80	278,645
歳入合計		441,389	△80	441,309

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		20,970	94	21,064
	1 総務管理費	20,970	94	21,064
2 事業費		393,885	△174	393,711
	1 市営浄化槽事業費	393,885	△174	393,711
歳出合計		441,389	△80	441,309

令和3年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		16,740	762	17,502
	1 一般会計繰入金	16,740	762	17,502
歳入合計		122,476	762	123,238

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		20,467	762	21,229
	1 総務管理費	20,467	762	21,229
歳出合計		122,476	762	123,238

令和3年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ685千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ588,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		452,795	△685	452,110
	1 繰 入 金	452,795	△685	452,110
歳 入 合 計		588,973	△685	588,288

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		11,009	△685	10,324
	1 総 務 管 理 費	11,009	△685	10,324
歳 出 合 計		588,973	△685	588,288

令和3年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,509千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		307,872	△3,509	304,363
	1 繰 入 金	307,872	△3,509	304,363
歳 入 合 計		307,874	△3,509	304,365

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		139,142	△3,509	135,633
	1 事 業 費	139,142	△3,509	135,633
歳 出 合 計		307,874	△3,509	304,365

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理 事業費	1 事業費	津駅前北部土地区画整理事業	16,947

令和3年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度津市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	7,927,845	△8,505	7,919,340
第2項 営業外収益	1,734,282	△8,505	1,725,777

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,172,006	△13,881	8,158,125
第1項 営業費用	7,783,858	△13,881	7,769,977

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,670,841千円」を「2,667,035千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,624,217	△3,806	4,620,411
第1項 建設改良費	3,493,521	△3,806	3,489,715

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	884,327	△17,687	866,640

津市長 前 葉 泰 幸

令和3年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度津市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,886,159	△110,399	10,775,760
第1項 営業収益	3,783,898	△8,515	3,775,383
第2項 営業外収益	7,102,259	△101,884	7,000,375

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,771,150	△8,217	9,762,933
第1項 営業費用	8,566,057	△8,217	8,557,840

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,122,190千円」を「3,118,758千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	7,750,217	△982,350	6,767,867
第1項 企業債	4,951,300	△532,400	4,418,900
第3項 補助金	2,693,089	△449,950	2,243,139

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	10,872,407	△985,782	9,886,625
第1項 建設改良費	5,676,664	△977,835	4,698,829
第2項 流域下水道建設負担金	118,012	△7,947	110,065

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた限度額を次のように改める。

単位 千円

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道事業負担金	111,600	103,700
公共下水道事業	3,459,700	2,935,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	551,913	393	552,306

(他会計からの補助金)

第6条 予算第11条中「3,905,533千円」を「3,808,946千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和3年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	単位 千円		
	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	44,654,600	13,311,823	57,966,423
(3) 1日平均舟券発売金	248,081	73,954	322,035

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		
	単位 千円		
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業収益	46,823,052	13,311,626	60,134,678
第1項 営業収益	46,742,932	13,311,823	60,054,755
第2項 営業外収益	80,120	△197	79,923

科 目	支 出		
	単位 千円		
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業費用	44,594,839	11,425,828	56,020,667
第1項 営業費用	44,529,057	11,425,828	55,954,885

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「213,136千円」を「213,318千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

単位 千円

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	699,544	182	699,726
第3項 投資	223	182	405

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
G I ツッキー王座決定戦開催事業	令和4年度	18,948千円
G III イースタンヤング競走開催事業	令和4年度	7,614千円

津市長 前 葉 泰 幸

令和3年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度津市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,777,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,589,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		20,641,798	7,650,853	28,292,651
	2 国 庫 補 助 金	4,784,645	7,650,853	12,435,498
18 県 支 出 金		8,078,078	34,353	8,112,431
	2 県 補 助 金	2,112,317	34,353	2,146,670
20 寄 附 金		177,142	74,000	251,142
	1 寄 附 金	177,142	74,000	251,142
21 繰 入 金		6,225,547	4,587	6,230,134
	2 基 金 繰 入 金	6,199,855	4,587	6,204,442
23 諸 収 入		969,431	13,307	982,738
	5 雑 入	844,965	13,307	858,272
歳 入 合 計		114,811,954	7,777,100	122,589,054

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		15,560,418	106,133	15,666,551
	1 総 務 管 理 費	13,076,315	106,133	13,182,448
3 民 生 費		43,882,043	7,636,614	51,518,657
	1 社 会 福 祉 費	22,883,480	3,625,551	26,509,031
	2 児 童 福 祉 費	15,390,825	4,011,063	19,401,888
4 衛 生 費		13,022,507	34,353	13,056,860
	1 保 健 衛 生 費	5,693,636	34,353	5,727,989
歳 出 合 計		114,811,954	7,777,100	122,589,054

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大三出張所別館解体除去事業	495

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
久居ふるさと文学館駐車場用地の取得	令和4年度から 債務完了年度まで	4,320

津市告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、介護保険法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
エス・ホールディングス株式会社
- 2 事業所の名称
デイサービスらくらく
- 3 事業所の所在地
津市一身田大古曾974番地3
- 4 廃止年月日
令和3年12月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市公告第147号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和3年12月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
美杉町川上	雑種	薄茶 短毛	オス	中	91日 以上	赤色首輪

2 抑留日 令和3年12月13日

3 抑留期間 令和3年12月22日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和3年12月21日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字東豊久野2968番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市西条三丁目23番3号
有限会社創和住建
代表取締役 寺坂 文夫

津市公告第149号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和3年12月23日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和3年度営消総継第68号
津市北消防署建築工事
- (2) 工事場所 津市栗真中山町地内
- (3) 工事概要 新築
津市北消防署 鉄骨造2階建 延面積1,451m²
駐輪場1 鉄骨造平家建 延面積28m²
駐輪場2 鉄骨造平家建 延面積28m²
外構
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して420日間
- (5) 予定価格 386,964,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。
（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和3年12月23日（木）から令和4年1月20日（木）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 令和3年12月23日（木）から令和4年1月20日（木）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和4年1月28日（金）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 令和3年12月23日（木）から令和4年2月10日（木）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 令和4年1月11日（火）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 令和4年1月17日（月）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年1月26日（水）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年2月2日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和4年2月11日（金）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年2月11日（金）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、令和4年2月12日（土）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年2月14日（月）午前9時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所には封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（1回）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。
- 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和3年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第150号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年12月23日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

503122301

公告日	令和3年12月23日	業務担当課	建設整備課	
業務名	令和3年度建整道新補第1-3号 新横山目細線地質調査業務委託			
業務場所	津市 芸濃町棕本	地内		
業務概要	機械ボーリング 40m			
期間	契約締結の日から 令和4年3月31日 まで			
発注業種	地質調査			
参加資格に関する事項	登録要件	業種 地質調査	部門 地質調査	
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年1月19日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	6,047,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503122302

公告日	令和3年12月23日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和3年度南河維第4号 準用河川王子討谷川改修工事			
工事場所	津市 美杉町竹原	地内		
工事概要	護岸コンクリート工 35m3			
工期	契約締結の日から 令和4年3月14日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和4年1月19日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,030,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503122303

公告日	令和3年12月23日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和3年度南河維第5号 普通河川巣子谷川河道整備工事			
工事場所	津市 美杉町下之川	地内		
工事概要	河床等掘削 40m ³			
工期	契約締結の日から 令和4年3月25日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和4年1月19日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,819,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503122304

公告日	令和3年12月23日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和3年度南道維第15号 木造町地内道路改修（舗装）工事			
工事場所	津市 木造町	地内		
工事概要	表層 542m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年3月14日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）		
	現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年1月19日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	3,110,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503122305

公告日	令和3年12月23日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北公維第6号 三番町公園改修工事			
工事場所	津市 南丸之内	地内		
工事概要	土系舗装工 1,529m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年3月14日 まで			
発注業種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年1月19日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,860,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503122306

公告日	令和3年12月23日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北道新補第5号 柳山藤方線道路改良(塗装)工事			
工事場所	津市 藤方	地内		
工事概要	溶融式カラー舗装 84m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年3月14日 まで			
発注業種	塗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)		
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和4年1月19日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	1,686,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503122307

公告日	令和3年12月23日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営消総第69号 津市中消防署空調設備改修工事			
工事場所	津市 寿町	地内		
工事概要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(EHP) 1組 室内機 5台 上記に係る機械設備工事 一式			
工期	契約締結の日から 令和4年6月10日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月14日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年1月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年1月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年1月14日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年1月19日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	4,702,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転に関する申請を相当と認め、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の移転の登記をすることに異議のある登記関係者等は、次の申出の期間内にお申し出ください。

令和3年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	佐田連合自治会
区 域	津市白山町佐田20番地から1280番地及び1350番地から1865番地
主たる事務所 の所在地	三重県津市白山町佐田554番地3

2 申請不動産に関する事項（土地）

地 目	面 積	所 在 地
山林	67,689㎡	津市白山町垣内字北布引28番567
宅地	181.37㎡	津市白山町中ノ村字宮石53番1

3 申請事項に関し異議申出ができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

令和3年12月24日から令和4年3月24日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申請不動産の登記移転等に係る異議申出書の様式に必要事項を記載し、異議申出ができる者であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を証する書類を添えて津市白山総合支所地域振興課に提出してください。

6 申出先

津市白山総合支所地域振興課

〒515-2693

三重県津市白山町川口892番地

電話番号 059-262-7011

ファクス 059-262-5010